

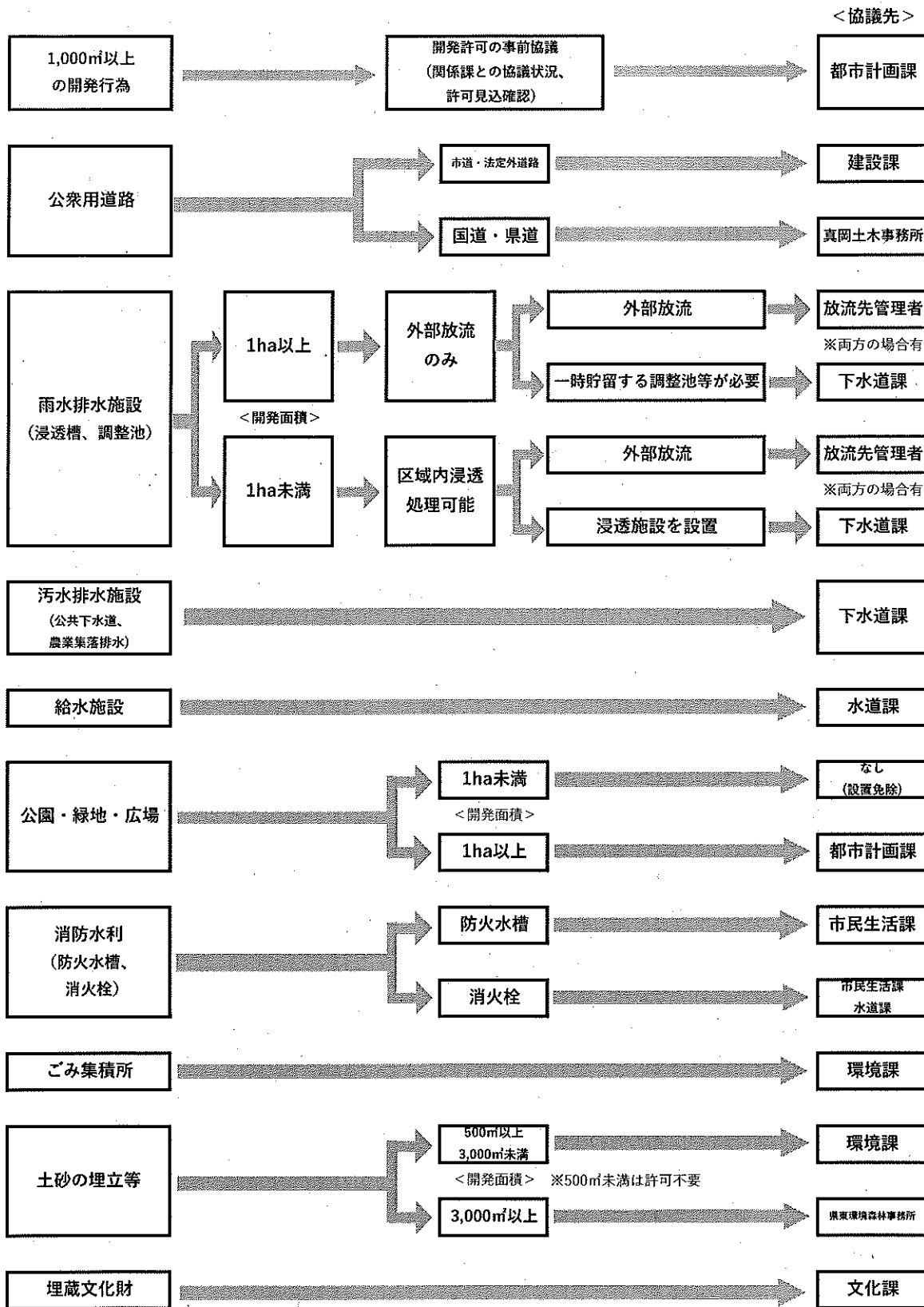
真岡市 開発行為に関する公共施設等管理者の事前協議・同意 必要有無判断フロー

2020.4.1

公共施設の新設や変更（付け替え等）がある場合、管理者との事前協議・同意が必要

事前協議：開発行為により設置される公共施設の管理者・所有者を定める協議（32条第2項）

同意：開発行為に関係する既存の公共施設等の管理者の開発行為に対して行う同意（32条第1項）



※上記以外で不明な場合は別途ご協議ください。